

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

ただいまから令和4年第1回小坂町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（目時重雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、小坂町議会会議規則第111条の規定により、11番、椿谷竹治君、1番、船水隆一君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（目時重雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期につきましては、運営委員会委員長のご報告を求めます。

委員長。

〔議会運営委員長 小笠原憲昭君登壇〕

○議会運営委員長（小笠原憲昭君） おはようございます。

本臨時会についての議会運営委員会を1月21日に開催をいたしました。

本臨時会に係る案件は、令和3年度補正予算の専決処分1件、令和3年度補正予算1件の議案、計2件であります。

したがって、議会運営委員会としましては、会期を本日1日間とすることを提案いたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本臨時会の会期につきましては、ただいまの運営委員長の報告のとおり、本日1日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は1日間と決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第3、議案第1号 令和3年度小坂町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） おはようございます。

本日は、第1回小坂町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄大変お忙しい中ご参会を賜り、誠にありがとうございます。

本日提出いたします議案は、子育て世帯臨時特別給付金に係る補正予算の専決処分1件と、新型コロナウイルス感染症に係る地域経済対策等に関する補正予算1件の計2件でございます。

慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます。

議案第1号 令和3年度小坂町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

子育て世帯臨時特別給付金については、政府方針に基づき、10万円のうち現金5万円、クーポン5万円として、現金部分を昨年内に給付できるようにするため、12月定例議会において関係する予算を議決いただいておりますが、国の方針転換により全額を現金で給付できることになったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、12月17日付でこれらに関する予算の専決を行い、10万円を一括して給付いたしました。

補正内容としては、歳出において、3款民生費、2項児童福祉費、4目子育て世帯臨時特

別給付金給付費、18節の交付金に、子育て世帯臨時特別給付金として2,600万円を予算措置しております。

歳入としては、14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金に子育て世帯臨時特別給付金の事業費分として、歳出と同額の2,600万円を措置いたしました。

本専決処分による補正予算は、既決予算額46億6,833万9,000円に歳入歳出それぞれ2,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を46億9,433万9,000円としたものであります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。本件を承認にすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第4、議案第2号 令和3年度小坂町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第2号 令和3年度小坂町一般会計補正予算（第9号）について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の予算補正は、新型コロナウイルス感染症に係る地域経済対策や感染拡大予防対策などの経費のほか、移住定住促進奨励事業や未来創生基金管理事務に係る経費など、必要経費の調整額を補正しております。

新型コロナウイルス感染症に係る地域経済対策などとしては、国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策のうち、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して行う米価下落対応営農継続支援事業や原油価格高騰に伴う事業継続支援事業などに係る経費を予算措置しております。

その結果、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1億6,683万5,000円の追加となり、補正後の歳入歳出予算の総額を48億6,117万4,000円にするものであります。

補正財源は、事業に関連する国県支出金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの特定財源を充当・措置しております。

第2条の地方債補正においては、起債充当率の変更に伴う起債額の変更及び事業見込額による限度額の調整により、限度額総額をこれまでの既決額に490万円を増額して、3億9,355万7,000円に変更しております。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（日時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） それでは、歳出から説明いたしますので、予算書の8ページをお開きください。あわせて、本日配付の参考資料もご覧いただきながらと思います。

ただいま町長が提案理由で述べましたように、追加交付を受ける新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した新たな支援策等を予算措置したものであります。

2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費は、燃料価格高騰により不足が見込まれる燃料費と修繕料を増額計上しております。

5目企画費、18節のタクシー事業者支援事業補助金は、感染症拡大の影響で事業収入が落ち込んでいるタクシー事業者に対し、車両維持費の一部を助成することにより事業継続を支援するもので、小型タクシー1台当たり10万円の4台分と、大型タクシー1台に15万円を

補助する予算を計上しました。

住宅購入費・改修費補助金は、移住定住促進奨励事業として、新築住宅や中古住宅購入に対して補助しているもので、9月に追加補正しましたが、さらに不足が見込まれるため、4件分150万円を追加するものです。

財源内訳欄の国県支出金は、タクシー事業者支援事業に係る地方創生臨時交付金です。

7目基金費は、ふるさと納税の寄附額が12月補正時点の予想を上回ったことにより、7節報償金から13節諸利用料までは、返礼品など事務経費を追加し、24節未来創生基金積立金は、ふるさと納税増収分と同額を積み立てるため増額するものです。

財源内訳欄のその他は、未来創生基金寄附金で、現計予算額は2,500万円となります。

10目住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付費は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し速やかに生活・暮らしの支援を行う事業で、住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり10万円の臨時特別給付金を給付する費用を措置しました。1節報酬から12節委託料までは給付に係る事務費を、18節住民税非課税世帯等臨時特別給付金は、対象世帯を非課税世帯900世帯、家計急変世帯88世帯の合計988世帯と見込んだ給付金をそれぞれ計上しています。システム導入の作業が終わり次第、2月下旬頃から確認書の発送を始め、3月上旬から順次支給を始めます。

財源内訳欄の国県支出金は、子育て世帯等臨時特別支援事業費国庫補助金です。

3款民生費、1項社会福祉費、8目交通安全・防犯対策費、10節の光熱水費は、防犯灯電気料の不足見込み分です。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、10節需用費は、公用車の燃料費分、18節の鹿角広域行政組合衛生費負担金は、最終確定による増額分を計上しております。

4目予防費は、3回目のワクチン接種の前倒しに係る経費を措置しました。11節通信運搬費は郵便料、12節業務委託料は診療所への予防接種業務委託分157万1,000円とコールセンター業務委託分95万円です。

財源内訳欄のその他は、インフルエンザ予防接種拡大分として、未来創生基金繰入金を180万円充当しておりましたが、全額地方創生臨時交付金に財源を振り替え、同額を減額しております。

国県支出金の内訳は、財源振替した地方創生臨時交付金180万円とPCR検査助成事業への充当分114万5,000円、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金157万1,000円と新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金122万8,000円の合計です。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費は、農業委員会交付金の確定に伴う増加による財源振替です。

3目農業振興費は、大規模畑作物推進事業として、米価が下落していることから、米中心の農業経営から高収益な大規模畑作物との複合経営への転換を推進することを目的とした生産基盤整備を生産現場の省人化と合わせて行うこととして、15節農業用原材料費に試験栽培用種芋代118万円、17節備品購入費に種子馬鈴薯消毒槽分83万2,000円と馬鈴薯茎葉処理機分75万9,000円を措置しました。

18節の低コスト技術等導入支援事業補助金は県単補助事業で、感染症拡大の影響により米の需要が大幅に落ち込み、在庫が増加するとともに米価の下落が懸念されることから、県内農業者の所得が維持できるようスマート技術を活用した省人化・低コスト化に必要な機械・設備の導入などに対し支援するものです。補助率は2分の1で、密苗仕様直進田植機237万8,000円、除草や追肥可能な乗用管理機の購入に209万円の購入費を補助します。

米価下落対応営農継続支援金は、感染症拡大の影響で米価が下落しており、今後も営農を継続してもらうことを目的とした支援として、1反歩当たり3,000円の支援金を支給するもので、1,551反歩分を見込み465万3,000円を計上しております。

財源内訳欄の国県支出金は、地方創生臨時交付金742万4,000円と、低コスト技術等導入支援事業費県補助金446万8,000円です。

7款1項商工費、2目商工振興費、18節の原油価格高騰に伴う事業継続支援金は、燃料高騰の影響を受けている町内事業所に対して、従業員数5人以下に5万円、10人までが10万円、11人以上は50万円を交付することとし、210事業所分3,450万円を措置しました。10節消耗品費と11節通信運搬費には、事業に係る事務費分を計上しています。

財源内訳欄の国県支出金は、地方創生臨時交付金です。

8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路橋りょう新設改良費は、充当する起債の充当率が増加したことなどにより、町債の額が490万円増額したことによる財源振替です。

10ページをお開きください。

9款1項消防費、1目常備消防費は、鹿角広域行政組合消防費負担金の最終確定による増額分を計上しました。

10款教育費、2項小学校費及び3項中学校費は、いずれも燃料費を追加補正しております。

4項社会教育費、4目社会教育施設管理費、17節備品購入費は、交流センターに感染予防対策として、空気清浄機を購入する費用を措置しました。10節の消耗品費は空気清浄機関係

の消耗品のほか、飛沫防止用アクリル板の購入費用です。燃料費及び光熱水費は、七滝コミュニティセンターに係る分です。

財源内訳欄の国県支出金は、地方創生臨時交付金です。

5項保健体育費、4目学校給食費は、給食棟内の手動ドアを自動ドアに改修する費用を計上しています。

財源内訳欄の国県支出金は、地方創生臨時交付金です。

続いて、歳入についてご説明しますので、6ページをお開きください。

今回の補正で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、8つの事業に合わせて4,896万7,000円充当することとしています。この臨時交付金は、国から示された交付限度額が8,740万1,000円ですので、今回の補正では満額充当とはなっておりませんが、残額については令和4年度の交付金事業として活用することが可能ですので、支援策等について検討してまいりたいと考えております。

続いて、4ページをお開きください。

第2表の地方債補正では、3、十和田湖和井内エリア整備事業は、地方債充当経費の精査により320万円、また4、道路整備事業は、充当率の高い起債を活用できるようになったことにより170万円、それぞれ限度額を増額して、地方債の限度総額を3億8,865万7,000円から3億9,355万7,000円に変更するものでございます。

以上で詳細の説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第2号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本臨時会で予定されました案件は全部終了いたしました。

これをもって、令和4年第1回小坂町議会臨時会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午前10時25分